



	<p>⑪Internet of Things に関するサービス ⑫その他の電気通信事業サービス</p>
2) に含まれるサービス (電気通信法第 27 条)	<p>①電気通信インフラの貸し出し ②電気通信機器の組立、製造及び/又は販売 ③電気通信機器の据付、修理 ④電気通信機器の輸出入 ⑤電気通信に関するコンサルタント ⑥情報センターに関するサービス</p>

3. 事業許可取得要件

電気通信に関する事業を行うことを目的としている個人、法人、組織は、計画投資省のワンストップサービスにて投資許可証を取得し、商工業省/局にて企業登録をする必要があります。投資許可証と企業登録証を取得した後に、技術通信省/局にて、事業許可証を取得することになります。

なお、電気通信分野への投資期間は、最大 15 年間と定められていますが、要件を満たせば、更新することも可能です（電気通信法第 28 条）。

事業許可証の取得要件は以下のとおりです（電気通信法第 29 条）。

- (1) 投資許可証、企業登録書を取得していること
- (2) 各活動に対する資金が十分にあること
- (3) 実現可能性調査報告書及び/又は事業計画書があること
- (4) 少なくとも 2 年以上の電気通信分野又は IT に関連する経験、知見のある人材が確保されていること
- (5) ラオスに拠点（事務所）があること
- (6) 電気通信省から電気通信環境を使用するための許可を取得していること（分野による）
- (7) 全国にインターネットサービスを展開する事業者は、自身の通信ネットワークを所有していること

技術通信省は、申請者が上記の要件を満たし、申請に必要な書類が揃った状態から 30 日以内に事業許可証を発行します。

事業許可証の有効期間は 1 年間で、満期になる 30 日前から更新することができます（電気通信法第 32 条）。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南西アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南西アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 7 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信(例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等)を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。ビエンチャン日本人商工会議所事務局長(2015 年)、カンボジア日本人商工会労務委員(2014 年、2015 年)、盤谷日本人商工会 GMS 委員(2016 年-)、東京都中小企業振興公社の相談員(2017 年-)、中小機構相談員(2016-) 等を歴任。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。